

発行/美郷町役場 編集/総務課 秘書広報班
〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10
美郷町ホームページ <http://www.town.misato.akita.jp>
美郷町メールアドレス info@town.misato.akita.jp

次回の「広報お知らせ版」は5月15日(火)発行予定です。

平成30年度町単独の農業機械・施設等助成制度の要望を受け付けます

平成30年度より町単独の農業機械・施設等の助成制度を創設しました。事業要望のある方は、5月10日(木)までに関係書類を添えて下記へお申し込みください。

①美郷町営農継続支援事業

今後も農業に取り組み営農を維持・継続する意欲のある農業者等に対し、機械・施設等の導入経費の一部を助成します。

- 補助対象者 ● 60歳未満の方で、次のいずれかに該当する方
- ・認定志向農業者(今後、認定農業者を目指す農業者)
 - ・今後も出荷販売のため営農を維持、継続する意欲のある農業者
 - ・新たに営農を希望する新規農業者

補助金の額 ● 税抜補助対象経費の1/6以内(ただし、補助金の上限は30万円)

■①、②事業共通事項

- 補助対象経費 ● ①稲作関係機械 トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺機、色彩選別機等
②畑作関係機械 管理機、防除機、収穫機、選別機、定植機等
③施設園芸および果樹用の施設・機械等

- 補助対象要件 ● 過去3年以内に、国、県および町の補助事業により機械や施設等を導入している場合は交付対象外とします。また、アタッチメントをはじめとする付属品のみの経費は交付対象外とします。
・補助金の交付決定前に機械や施設等を導入した場合は、交付対象外とします。
・機械や施設の規模については、所定の基準がありますので下記へお問い合わせください。

- 補助金の返還 ● 次に該当する場合は、補助金の返還等を求めます。
・機械や施設等の導入後、営農期間が7年に満たなかった場合
・虚偽の申請およびその他不正な行為により補助金の交付を受けた場合
・導入した機械や施設等を7年間以内に譲渡、交換、貸し付け、処分等した場合

申込方法 ● 農政課に備え付けの申込書に添付するため、要望する機械・施設等の見積書およびカタログをご準備ください。併せて、現在の営農状況の聞き取り調査や国・県の導入状況等の確認を行います。

申込期間 ● 4月23日(月)～5月10日(木) ※期日厳守

申込・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

トラクターからのこぼれた土に注意!

農作業が本格化する時期は、トラクターが町道に土をこぼしていくケースが毎年見られます。オペレータの方は、農地から出るときに土を十分落として町道を通行してください。

町道に土がこぼれた場合は、速やかに取り除くようお願いいたします。

問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

その病気、その症状は石綿が原因かもしれません

アスベスト

- ・ご家族に、肺がんや中皮腫などで亡くなられた方はいませんか?
- ・息切れ、胸が苦しいなどの症状が出ていませんか?
石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。詳しくは下記へお問い合わせください。

問 秋田労働局労災補償課 ☎018(883)4275
大曲労働基準監督署 ☎0187(63)5151